

環境計量証明事業者による計量証明等の不正行為に関する措置経過

栃木県計量検定所

平成12年 7月25日

通商産業省計量行政室から計量検定所に飲料水の分析報告書に関し、データの捏造及び改ざんを行っており、また、設備が不備であるとともに分析担当者に対しての指導がなされておらず健康上問題があるとの苦情申し立てが県内環境計量証明事業者の元従業員からあったとの内容のFAXが届く。

平成12年 7月26日

計量検定所として状況を把握するために苦情申し立て者に計量検定所に来所してもらい苦情の内容を確認する。

・確認出来た内容は、分析方法が正しくない、分析データの改ざんを行っている、データを捏造している、設備が不備であること。

平成12年10月 7日

新聞報道される。”飲料水検査データねつ造 県外マンション実施せずに報告書”

平成12年10月20日

環境計量証明事業者に対し計量法第148条に基づく立ち入り検査を実施する。
(通商産業省製品評価技術センター職員及び計量検定所職員)

・検査の結果、環境計量士が、計量法第109条第2号の規定により行うべき適正な計量管理を行っていないことが確認された。

平成12年11月 8日

環境計量証明事業者の代表者を計量検定所に呼び、今までの経過及び計量証明事業を実施するうえでの問題点及び指摘事項を伝える。また、代表者の意見を求め今後の措置事項（報告命令を出す・報告事項内容・報告期限）について説明する。

環境計量証明事業者に対し計量検定所長名で計量法第147条第1項に基づく報告書の提出を命じる。

平成12年11月20日

環境計量証明事業者から報告書が提出される。

・報告書の主な内容は、計量器の点検不備、計量方法の不備、不適正計量証明行為、教育指導不足等、環境計量士による計量管理が不適正であったこと。

平成12年12月 7日

環境計量証明事業者に対し計量検定所長名で警告書を発付する。

・立入検査の結果及び事業者から提出された報告書に基づき不適正行為の改善措置を求める。

平成12年12月10日

新聞報道される。”宇都宮の環境計量士警告 数値改ざんなどし証明書”

平成12年12月27日

環境計量証明事業者から改善報告書及び始末書が提出される。